

東京都合気道連盟理事候補者選考に関する細則

【目的】

第1条 この細則は、東京都合気道連盟(以下「連盟」という。)規約9条第3項の規定における理事の選考に関する事項を定めることを目的とする。

【理事選考委員会の設置】

第2条 理事候補者を選考するため、理事選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は理事選考委員(以下「委員」という。)6名以上12名以内で組織する。

3 委員は、理事会で推薦された者と加盟団体から推薦された者から前項の範囲内で、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

4 加盟団体は、委員を推薦するときは、別に示す「理事選考委員推薦届」により、当該加盟団体の会員の中から1名推薦するものとする。

5 委員長と副委員長は互選により選出する。

6 委員会の委員の任期は、選任されたときに始まり、選考した役員の就任をもって終結し、再任を妨げない。また、委員会の委員は、理事就任後も補欠選考をするときは、後任者が就任されるまでその職務を遂行する。

【委員会の責務】

第3条 委員会は次の責務を負う。

2 次条各号に基づき理事候補者を選考したのち、理事会に報告し承認を得なければならない。

3 理事候補者数は、10名以上20名以内(公益財団法人合気会からその推薦によるもの4名以内を含む。)とする。

4 理事候補者の選考にあたっては、出席した委員の全員の同意をもってこれを行う。

【理事候補者の選考基準】

第4条 委員会は、次の理事選考基準に基づき、理事候補者を選考する。

(1) 当連盟の設立趣旨、理念および活動方針について深い見識を有し、それらの推進にふさわしい人格を有すること。

(2) 合気道の哲理について十分な理解がある。

(3) 組織運営に資する建設的な意見交換を行える。

(4) 調整能力や事務処理能力を有する。

(5) 連盟組織の運営に情熱を持つことが出来る。

(6) 連盟組織の運営に時間を提供することが出来る。

【理事候補者の推薦と選考方法】

第5条 加盟団体は、理事候補者を推薦することができる。

2 加盟団体は、第4条各号に規定する資質を有すると判断する者を理事候補者として推薦するときは、別に示す「理事候補者推薦届」により、当該加盟団体の会員の中から1名推薦するものとする。また委員は理事候補者となることができる。

3 理事候補者の選考にあたり、定数を超える理事候補者が推薦された場合、または、委員会が必要と判断した場合、面談を行い選考することができる。

【細則の改廃】

第6条 この細則の改廃は、理事会の議決を得なければならない。

【附則】

第7条 この細則は、令和6年4月21日より実施する。